

工事入札参加者の皆様

## 工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）

工事の入札参加にあたっては、以下の事項に十分注意してください。

### 1) $\alpha$ 値を用いた最低制限価格制度の適用

工事案件のうち、概ね1億円以上の工事については、「補正係数「 $\alpha$  値」を用いた最低制限価格制度」を適用します。

#### (1) 「最低制限価格」の算出（求め方）

最低制限価格は次の①から④の合計金額（10円未満切捨て）とします。（予定価格の92%を上回る場合は92%の額とします。）

なお、建築工事等については各項目に区分する金額は「最低基準価格及び調査基準価格（低入札価格調査制度）の運用について」の計算によるものとします。

- ①直接工事費 × 0.97
- ②共通仮設費 × 0.90
- ③現場管理費 × 0.90 ×  $\alpha$  値
- ④一般管理費 × 0.68

※各項目は円未満切捨て。

※現場管理費については、0.90 を乗じた後円未満切捨てをした後、更に $\alpha$  値（工事の難易度を考慮し、「1.000」から「1.050」）を乗じ、円未満切捨てをします。

#### (2) 落札者の決定方法について

予定価格以下で最低制限価格以上の応札をした者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。なお、その最低価格での入札者が2者以上の場合は、くじにより落札者を決定します。

(3) 予定価格は入札期間終了後に、最低制限価格は入札結果と併せて公表することとします。

ただし、補正係数「 $\alpha$  値」については、公表の対象とはしません。

## 2) 内訳書の提出について

予定価格が130万円以上の工事案件において、入札時に内訳書の提出を求めます。様式は「任意」としてはいますが、作成に当たっては次の点に注意してください。

### (1) 内訳書に記載すべき内容

内訳書には、必ず次の項目を具備してください。

- ①工事名
- ②商号又は名称
- ③代表者氏名（電子入札のため代表者印は不要）
- ④『提出用内訳書』に記載された全項目及びそれに対応する金額

※ ④については、本市が案件毎に閲覧設計書とは別に準備する『提出用内訳書』の中の項目と同一の項目を全て記載したものにしてください。

### (2) 提出方法

入札の際に、京都府電子入札システムにより提出してください。

### (3) 失格となる場合

I. 内訳書を提出しなかった者

II. 次の項目のうち、いずれかに該当する内訳書を提出した者

(1) ①～④のうち、いずれかひとつでも脱落しているもの

①異なる工事名、異なる商号、代表者氏名が記載されているもの（明らかな誤記を除く。）

②『提出用内訳書』に記載のない工種や種別が記載されているもの

③内訳書の計算に誤りがあるもの

④内訳書に記載の工事価格と入札額が異なるもの

## 3) 予定価格に係る質疑の受付について

予定価格に係る質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者に限ります。質疑をすることができる期間は、予定価格を公表した日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとします。

なお、質疑が次のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わないこととしますので注意してください。

(1) 入札者であることが確認できない者から送付されたもの

(2) 定められた期間後に到達したもの

(3) 定められた方法以外の方法によるもの

(4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

- (5) 公表された設計図書等により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質疑期間中に質疑を行い確認すべきもの  
又は質疑があり回答を行ったもの
- (7) 設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返し質疑を行い正常な公務の執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると市長が認めるもの

#### 4) 監理技術者及び現場代理人について

本工事に配置される監理技術者及び現場代理人（以下「技術者等」という。）は専任となるが、監理技術者が他工事を兼任する場合は、配置予定監理技術者調書にその旨を記載すること。

開札日が同日又は開札日は異なるが入札日が同日の他の工事を落札し、参加表明時に提出された技術者等をあてることができないと判断した場合には、自動的に辞退扱いとして処理します。なお、参加表明時に複数の技術者等を提出している場合で、そのうちの一部の技術者等を配置することができなくなった場合には、必ず入札書受付開始日の1営業日前の午後5時までに宇治市総務・市民協働部契約課に持参又はファックス（電話にて到着確認をしてください。）により書面にて提出してください。落札したにもかかわらず、技術者等をあてることができない場合には、違約金の徴収及び指名停止措置の対象となりますので、ご注意ください。

#### 5) 建設業退職金共済制度の活用について

建設業退職金共済制度は、建設労働者の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業の振興と発展に資することを目的とした制度です。工事施工中に新たに「共済証紙」を購入したり、追加で購入した場合においても、「掛金収納書」（原本）を提出してください。

#### 6) 資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限について

入札において、同一入札に参加することのできない資本関係又は人的関係のある会社の二者以上の者が確認された場合、該当する全ての者の入札を無効とします。ただし、そのうちの一者が入札をするまでに、その者を除く全ての者が入札を辞退した場合は、この限りではありません。また、この場合に、本取扱いを遵

守る目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、宇治市工事等入札心得第19条第2項の規定に抵触しません。

## 7) 社会保険等の加入について

本件は下請負人を含め、社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に加入していることを参加条件としていますのでご注意ください。

## 8) 入札中止後の指名競争入札への移行について

設計図書類の誤り等により入札を中止した場合、その誤りによって予定価格（設計額等）に変更が生じない等の場合に限り、中止した案件を指名競争入札で実施することがあります。ただし、入札書を提出する以前に入札参加資格申請等を取り下げた者、入札を辞退した者、入札不参加の者は指名しません。

## 9) 競争入札参加資格者への連絡方法について

入札、契約等に係るお知らせ（京都府電子入札システムより送信されるメールを除く）は、競争入札等参加資格審査申請の際に記入いただいたメールアドレス（申請後に変更の届出をしている場合はそのメールアドレス）に送信します。新たにメールアドレスを登録される場合や他のメールアドレスに変更を希望される場合は、競争入札等参加資格審査申請事項変更届を契約課に提出してください。

※「@city.uji.kyoto.jp」ドメインからのメールを受信できるよう設定してください。また、メールが迷惑メールフォルダに振り分けられないよう受信設定をご確認ください。なお、送信するメールアドレスは「keiyakuka@city.uji.kyoto.jp（契約課）」「k-soukatsu@city.uji.kyoto.jp（建設総括室）」です。

## 下請負（再委託）についての注意事項

宇治市が発注する建設工事等にかかる契約については、宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領の規定に基づき、指名停止措置中の業者に下請負（再委託）させることはできません。

なお、指名停止措置中の業者については、宇治市行政資料コーナー及び宇治市契約課カウンターにおいて公表しています。